

# 臭気判定士試験

制度所管部局：水・大気環境局大気生活環境室

## 1 制度の概要

悪臭防止法に定める改善勧告、改善命令等の行政処分に直結する悪臭の測定を、市町村長に代わって実施する者の要件を定める資格制度である。

## 2 指定登録基準

### 【悪臭防止法第13条】

第13条 環境大臣は、臭気指数等に係る測定の業務に従事するのに必要な知識及び適性を有するかどうかを判定するため、臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査を行う。

2 環境省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者に、前項の試験及び適性検査の実施に関する事務(以下「試験検査事務」という。)を行わせることができる。

一 職員、設備、試験検査事務の実施の方法その他の事項についての試験検査事務の実施に関する計画が、試験検査事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験検査事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

7 環境大臣は、指定機関が一般社団法人又は一般財団法人でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

8 環境大臣は、指定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験検査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第2項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 不正な手段により第2項の規定による指定を受けたとき。

## 3 委託等に係る事務・事業の検査料等(平成21年10月1日現在)

### (1) 料金

臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験(臭気判定士試験)

18,000円

嗅覚についての適性検査

9,000円

### (2) 積算根拠

ア 臭気判定士試験

人件費 9,214円

物件費 8,819円

計 18,033円

単価 18,000円

イ 適性検査

人件費 4,886円

物件費 4,159円

計 9,045円

単価 9,000円

4 当該試験・検査を行う公益法人(平成21年10月1日現在)

法人の名称	社団法人におい・かおり環境協会(昭和62年4月1日に社団法人臭気対策研究協会として設立。平成15年4月1日に名称変更)
法人の連絡先	東京都千代田区東神田2-6-2タカラビル4F 電話 03(5835)0315
指定・登録の時期	平成13年5月30日
指定・登録の理由	社団法人におい・かおり環境協会は、昭和62年4月1日付け環大特第18号をもって、内閣総理大臣により民法第34条の認可を得た法人である。また、今般提出された職員、設備、試験検査事務の実施の方法その他の事項についての試験検査事務の実施に関する計画および事務実施規程についてはその内容が適切なものであると判断される。さらに、当該協会は平成5年から平成7年まで、環境庁長官認定「臭気判定技士審査・証明事業」を実施、平成8年度からは指定機関として臭気判定士試験に係る事務を適切に行ってきたという実績があり、試験検査事務の適正かつ確実な実施のための適切な役職員の体制、設備、能力、財政基盤についても指定機関として一定の基準を満たしていることから、当該試験検査事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有していると判断されるため。

5 指定登録基準に係る問合せ等の概要

Q1 「臭気判定士」と、「臭気測定実務従事者」とはどう違うのですか。

A1 臭気測定業務従事者は、市町村長から委託を受けて悪臭防止法に基づく臭気指数及び臭気排出強度の測定を行うことのできる者のことで、悪臭防止法第12条で規定されています。さらに、臭気測定業務従事者については、悪臭防止法施行規則第11条で、その条件は臭気判定士免状の交付を受けていること、と定められていますので、臭気判定士の資格を受けている者が即ち臭気測定業務従事者ということになります。

Q2 臭気判定士とはどんな資格ですか？

A2 日本で開発された人の嗅覚を使った測定方法(三点比較式臭袋法)が昭和40年代から臭気対策等に利用されており、平成7年に悪臭防止法の規制基準の一つである臭気指数を測定する方法として採用されています。臭気判定士は、この測定法による測定を管理・統括する責任者で、臭気の濃さの正しい測定、評価により環境保全に貢献する臭気環境分野で初めての国家資格です。

Q3 臭気判定士はどんな業務をするのですか？

A3 人間の嗅覚を使ったにの測定法において、一連の作業を管理・統括する業務を行います。また臭気判定士は、この測定法の責任者になります。主な作業は下記のとおりです。[1] パネルの選定・・・嗅覚を用いて臭気の有無を判定する者を選定します。[2] 試料の採取・・・臭気指数の測定は試料採取現場で採取した試料を室内に持ち帰り、測定を行います。採取場所の状況を十分に把握し、最もにおいが強いときに採取します。検査の基本となるとも重要な作業です。[3] 判定試験の実施・・・パネルに試料が入っている袋1つと無臭の袋2つを1セットにして渡し、にの感じる袋を選んでもらいます。徐々に薄めていき試料の入っている袋をあてることができなくなるまで続けていきます。臭気判定士は、試料の作成をすると同時に、嗅覚を使った測定であるためパネルの健康状態に配慮して試験を行わなくてははいけません。[4] 結果のまとめ・・・法に定める方法に従って計算し、測定値を導き出します。

Q4 臭気判定士試験の科目はどんなものがありますか？

A4 臭気判定士試験の受験科目は、嗅覚概論、悪臭防止行政、悪臭測定概論、分析統計概論、臭気指数等に係る測定の実務の5科目になります。嗅覚概論は、においを感じる仕組みや嗅覚の特徴など生理学的な内容を、悪臭防止行政概論は、悪臭防止法の規制・規則等を理解することが必要です。悪臭測定概論、臭気指数等に係る測定の実務は、臭気の測定方法や一連の嗅覚測定実務が範囲になります。分析統計概論は、三点比較式臭袋法、三点比較式フラスコ法など集計する際に必要な統計学的内容が含まれています。

Q5 臭気判定士になるためにはどうすればよいのですか？

A5 筆記試験である臭気判定士試験に合格することと、嗅覚に異常がないかを調べる嗅覚検査に合格することが必要になります。嗅覚検査及び臭気判定士試験に合格すると合格書が発行されますので、両方の合格書と必要書類を指定機関(社団法人 におい・かおり環境協会)に提出し、免状の申請を行って下さい。

# 公害防止管理者等資格認定講習

制度所管部局：水・大気環境局総務課  
経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室

## 1 制度の概要

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、一定の条件を有する特定工場に公害防止組織の整備を義務づけており、公害防止に関する技術的事項を管理する者（以下「公害防止管理者」という。）及び大規模工場において公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する者（以下「公害防止主任管理者」という。）には法に定められた一定の資格を取得した者を選任しなければならない。本資格認定講習は、講習修了者に対して、その資格を付与する制度である。

## 2 指定登録基準

【特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第21条】

第21条 経済産業大臣及び環境大臣は、第19条第1項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第18条第2項から第5項までに規定する事項に従つて、講習を行うこと。
  - 二 科目別担当講師及び修了試験委員が、次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者であること。
    - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校において薬学、工学、化学若しくは農学に関する学科目若しくはこれらに相当する学科目を担当する教授、助教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
    - ロ 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後10年以上公害防止に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの
    - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
  - 三 講習を実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- 2 登録は、講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録の年月日及び登録番号
  - 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 三 講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

## 3 登録法人(平成21年10月1日現在)

法人の名称	社団法人産業環境管理協会
法人の連絡先	〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-2-1三井住友銀行 神田駅前ビル6F TEL03-5209-7713
指定・登録の時期	平成17年6月23日
指定・登録の理由	施行規則第21条の登録基準に適合しているため。

法人の名称	社団法人日本砕石協会
法人の連絡先	〒141-0031 東京都品川区西五反田2-12-19五反田NN ビル4F TEL03-5435-8830

指定・登録の時期	平成17年11月18日
指定・登録の理由	施行規則第21条の登録基準に適合しているため。

#### 4 指定登録基準に係る問合せ等の概要

特になし

# 公害防止管理者等国家試験

制度所管部局：水・大気環境局総務課  
経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室

## 1 制度の概要

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、一定の条件を有する特定工場に公害防止組織の整備を義務づけており、公害防止に関する技術的事項を管理する者（以下「公害防止管理者」という。）及び大規模工場において公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する者（以下「公害防止主任管理者」という。）には法に定められた一定の資格を取得した者を選任しなければならない。本国家試験は、試験合格者に対して、その資格を付与する制度である。

## 2 指定登録基準

【特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第8条の4】

第8条の4 経済産業大臣及び環境大臣は、他に第八条の二第一項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 一般社団法人又は一般財団法人であること。
- 四 試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

## 3 委託等に係る事務・事業の検査料等（平成21年10月1日現在）

### (1) 料金

受験手数料

試験区分	受験手数料
大気関係第1種公害防止管理者 大気関係第3種公害防止管理者 水質関係第1種公害防止管理者 水質関係第3種公害防止管理者 ダイオキシン類関係公害防止管理者 公害防止主任管理者	6,800円
大気関係第2種公害防止管理者 大気関係第4種公害防止管理者 水質関係第2種公害防止管理者 水質関係第4種公害防止管理者 騒音・振動関係公害防止管理者 特定粉じん関係公害防止管理者 一般粉じん関係公害防止管理者	6,400円

### (2) 積算根拠（国家試験の場合）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第13条の規定による

4 当該試験・検査を行う公益法人(平成21年10月1日現在)

法人の名称	社団法人産業環境管理協会
法人の連絡先	〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-2-1三井住友銀行 神田駅前ビル6F TEL03-5209-7713
指定・登録の時期	平成13年3月30日
指定・登録の理由	公害防止管理者等国家試験の実施機関を指定するにあたって、法第8条の4の指定基準に適合しているため。

5 指定登録基準に係る問合せ等の概要

特になし

# 特定原動機検査

制度所管部局：水・大気環境局自動車環境対策課

## 1 制度の概要

特定原動機が特定原動機技術基準に適合するかどうかの検査の実施に関する事務

## 2 指定登録基準

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 第19条

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。

二 第23条第4項又は第5項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。

三 法人であって、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があること。

4 主務大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校において工学その他原動機に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して3年以上原動機に関する実務の経験を有するものが特定原動機検査事務を実施し、その人数が2名以上であること。

二 登録申請者が、特定原動機製作等事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、特定原動機製作等事業者がその親会社(商法(明治32年法律第48号)第211条の2第1項の親会社をいう。以下同じ。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める特定原動機製作等事業者の役員又は職員(過去2年間にその特定原動機製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が2分の1を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、特定原動機製作等事業者の役員又は職員(過去2年間にその特定原動機製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

## 3 委託等に係る事務・事業の検査料等(平成21年10月現在)

### (1) 料金



財団法人日本自動車輸送技術協会

- ①書面審査の場合 81,900円
- ②日帰り検査の場合 186,900円+交通機関の実費(2人×往復)
- ③1泊2日の場合 351,750円+交通機関の実費(2人×往復)
- ④2泊3日の場合 516,600円+交通機関の実費(2人×往復)

社団法人日本建設機械化協会

- ①立会試験を実施する場合
  - ・新規テストベンチ(1台) 348,600円(同日に2台行う場合の2台目 266,700円)  
+その他費用
  - ・確認済みテストベンチ(1台) 266,700円(同日に2台行う場合の2台目  
184,800円)+その他費用
- ②立会試験を要しない場合(1台) 112,350円

(2) 積算根拠

財団法人日本自動車輸送技術協会

- ①書面審査の場合  
書面審査料 78,000円+消費税等 3,900円
- ②日帰り検査の場合  
検査手数料 178,000円+消費税等 8,900円
- ③1泊2日の場合  
検査手数料 305,000円+宿泊費 30,000円+消費税等 16,750円
- ④2泊3日の場合  
検査手数料 432,000円+宿泊費 60,000円+消費税等 24,600円

社団法人日本建設機械化協会

- ①立会試験を実施する場合のその他費用
  - ・旅費 実費とする。1人とする。
  - ・日当 出張1日当たり2,625円(消費税込額)とする。
  - ・宿泊費 1泊当たり12,600円(消費税込額)とする。ただし、海外の場合は、実費とする。

4 当該試験・検査を行う公益法人(平成21年10月15日現在)

法人の名称	財団法人日本自動車輸送技術協会
法人の連絡先	東京都千代田六番町6番地勝永六番町ビル Tel:03-3556-2161
指定・登録の時期	平成21年4月27日
指定・登録の理由	法第19条第2項の規定に基づく、申請があり、機関登録の要件を満たしていたため

法人の名称	社団法人日本建設機械化協会
法人の連絡先	東京都港区芝公園三丁目5番地8号 Tel:03-3433-1501
指定・登録の時期	平成21年4月27日
指定・登録の理由	法第19条第2項の規定に基づく、申請があり、機関登録の要件を満たしていたため

5 指定登録基準に係る問合せ等の概要  
特にありません。

# 特定特殊自動車検査

制度所管部局：水・大気環境局自動車環境対策課

## 1 制度の概要

特定特殊自動車が技術基準に適合するかどうかの検査の実施に関する事務

## 2 指定登録基準

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

第26条

2 主務大臣は、前項の登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

一 特定特殊自動車排出ガスの濃度計その他の器具を用いて特定特殊自動車検査事務を行うものであること。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において工学その他原動機に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して3年以上原動機に関する実務の経験を有するものが特定特殊自動車検査事務を実施し、その人数が2名以上であること。

三 登録申請者が、特定特殊自動車製作等事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、特定特殊自動車製作等事業者がその親会社であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員（過去2年間にその特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が2分の1を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員（過去2年間にその特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

第27条で準用する第19条

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。

二 第23条第4項又は第5項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があること。

## 3 委託等に係る事務・事業の検査料等（平成21年10月現在）

### (1) 料金

財団法人日本自動車輸送技術協会

- ①日帰り検査の場合 137,550円＋交通機関の実費(2人×往復)
- ②1泊2日の場合 302,400円＋交通機関の実費(2人×往復)
- ③2泊3日の場合 467,250円＋交通機関の実費(2人×往復)
- ④当協会で検査する場合 19,950円

社団法人日本建設機械化協会

- ①依頼者指定場所で検査する場合(1台) 273,000円＋その他費用
- ②施工技術総合研究所で検査する場合(1台) 178,500円

(2) 積算根拠

財団法人日本自動車輸送技術協会

- ①日帰り検査の場合  
検査手数料 131,000円＋消費税等 6,550円
- ②1泊2日の場合  
検査手数料 258,000円＋宿泊費 30,000円＋消費税等 14,400円
- ③2泊3日の場合  
検査手数料 385,000円＋宿泊費 60,000円＋消費税等 22,500円
- ④当協会で検査する場合  
検査手数料 19,000円＋消費税等 950円

社団法人日本建設機械化協会

- ①依頼者指定場所で検査する場合のその他費用
  - ・旅費 実費とする。2人とする。
  - ・日当 出張1日当たり4,935円(2人、消費税込額)とする。
  - ・宿泊費 1泊当たり25,200円(2人、消費税込額)とする。
  - ・機材輸送費 実費とする。

4 当該試験・検査を行う公益法人(平成21年10月15日現在)

法人の名称	財団法人日本自動車輸送技術協会
法人の連絡先	東京都千代田六番町6番地勝永六番町ビル Tel:03-3556-2161
指定・登録の時期	平成21年4月27日
指定・登録の理由	法第27条で準用する第19条第2項の規定に基づく、申請があり、機関登録の要件を満たしていたため

法人の名称	社団法人日本建設機械化協会
法人の連絡先	東京都港区芝公園三丁目5番地8号 Tel:03-3433-1501
指定・登録の時期	平成21年4月27日
指定・登録の理由	法第27条で準用する第19条第2項の規定に基づく、申請があり、機関登録の要件を満たしていたため

5 指定登録基準に係る問合せ等の概要

特にありません。